

第66回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成26年12月1日（月）13:00～15:00

場所 本庁舎 2階 共用会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成24年度道民アイデアの第1次整理について
水質汚濁防止法の有害物質等の追加
- (2) 第7回提案に向けた道庁内検討項目について
- (3) 提案募集方式について
- (4) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 平成24年度道民アイデア等の審議状況
- 資料2 水質汚濁防止法の有害物質等の追加
- 資料3 第4次一括法で移譲されなかった事務・権限関連資料（リサイクル関連）
- 資料4 平成26年の地方からの提案に関する当面の方針

- 参考資料1 水質汚濁防止法の有害物質等の追加
- 参考資料2 リサイクル関連法の概要
- 参考資料3 経済産業省「資源循環ハンドブック2014」（抜粋）

第65回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成26年10月14日（火）10:00～11:45

■開催場所：毎日札幌会館 4階会議室

■審議結果概要

議事（1）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

- 「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」(No.405)、
「超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲」(No.421)
の第1次整理の理由について調整
- 「水質汚濁防止法の有害物質等の追加」(No.407)、
「最低賃金改定に係る事務の移譲」(No.413)、
「国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲」(No.424)、
「独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲」(No.425)
の4項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了
※No.407の第1次整理の理由については、別途調整

議事（2）第7回提案に向けた道庁内検討項目について

- 「提案募集方式」による地方からの提案・各府省からの第1次回答の状況について、事務局から説明
- 4次一括法で移譲されなかった事務・権限に関して、「リサイクル関連分野」、
「産業振興支援等関連分野」、「製造業・販売業関連分野」毎に、移譲の検討に当たってのメリット・デメリットについて、事務局から説明
「リサイクル関連分野」を優先して審議を進めることについて了承

平成24年度道民アイデア等の審議状況

No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況								
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第66回		
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討					一次整理		
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理						
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策						一次整理	(理由調整)	
4	408	1516 F	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他								
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理							
6	410	1518 J	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理							
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					一次整理			
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理						
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備					一次整理			
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理					
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理			
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理					
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理						
14	418	3515 F	地域の实情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全				一次整理				
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理			
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策								
17	421	4516 H	超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					一次整理			
18	422	3516 D	公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他				一次整理				
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策								
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大					一次整理			
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大					一次整理			

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

道民アイデア整理表

No. 407	アイデア名	水質汚濁防止法の有害物質等の追加
---------	-------	------------------

【アイデアの概要・背景など】

- 平成 24 年 5 月、埼玉県など利根川水系の複数の浄水場でホルムアルデヒドが検出された事案が発生したが、その原因が規制等の対象外であるヘキサメチレンテトラミンであることが判明した。塩素を加えなければ無害とされるヘキサメチレンテトラミンなどには排出基準がなく、今後も同様な汚染問題が持ち上がる可能性もある。
- 水質汚濁防止法に基づく有害物質等は政令で定めているが、それを知事が定めることができるようにする。
- その結果、道による迅速な規制や強制調査などの対応が可能になる。
- 利根川水系では複数の都県が関わり、一つの都県だけが規制しても、その上流の県でも規制しなければ効果がなく、国による対応が必要かもしれないが、北海道の場合はそのような問題はない。

【事実関係の整理】

1 水質汚濁防止法の目的

工場・事業場からの排水の規制等により、公共用水域や地下水の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としている。

2 制度の概要

国は、工場や事業場（政令で指定）から排出される有害物質等（政令で指定）について、物質・項目の種類ごとに排水基準を定め（省令で規定）、これら物質等の排出者等は、所要の届出（特定施設の設置等）、排水基準の遵守、事故時の措置等の責務を負う。基準遵守・義務履行確保のため、都道府県知事の権限として、改善命令、施設の使用や排出の一時停止命令、立入検査や罰則等の措置も規定。

3 排水基準

(1) 一律排水基準（国が定める全国一律の基準）（法第 3 条第 1 項、排水基準を定める省令）

①有害物質（人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質）

排出量を問わず、全ての特定事業場に適用。

②生活環境項目（水の汚染状態を示す項目）

平均的な排出量が 50m³/日 以上の事業場に適用。

(2) 上乗せ排水基準（法第 3 条第 3 項）

一律排水基準では水質汚濁の防止上、不十分と考えられる水域について、一律排水基準に代替して都道府県が設定する、より厳しい排水基準（道：水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例）。

(3) 横出し規制（法第 29 条）

地方公共団体は、国が規制していない物質、施設、業種等に関し、条例で必要な規制を定めることが可能（道：北海道公害防止条例、同条例施行規則）。

4 法と条例の関係

(1) 上乗せ条例は、上乗せ排水基準のみを規定し、報告徴収、立入検査、罰則等の規制については、水質汚濁法の規定が適用される。

(2) 横出し条例により規制を行う場合は、規制対象の確定、基準の設定、施設の届出等の手続き、改善命令等の措置、罰則等の「規制の体系全体」を、法律とは別に、当該条例により定めなければならない（環境省通達）。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議へ	○	一旦検討終了
--	--------	---	--------

○ 国が定める一律の排水基準の規制対象以外の物質、施設、業種等について、道が条例で必要な規制を定めることは、現行制度上で可能である。

○ 道においては、「北海道公害防止条例」を定め、法律の規制対象外である 2 種類の施設について、汚水等の排出を規制しており（横出し条例）、報告徴収、立入検査、罰則等の規定も設け、法律と同様の規制の仕組みを設け、実効性を確保している。

第4次一括法で移譲されなかった事務・権限関連資料（リサイクル関連）

No.	法の名称	法の目的	提案検討（候補）事項 （数字）は条項	指導・助言等の 対象事業者の概要	移譲のメリット	デメリット、課題等 （提案募集への府省の回答等）	所管府省
1	資源の有効な利用の促進に関する法律 （資源有効利用促進法）	副産物等の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）（3R）を総合的に推進する。	○特定省資源事業者等に対する ・指導及び助言（11、16、19、22、32、35） ・勧告、公表及び命令（13、17、20、23、25、33、36） ・報告徴収、立入検査（37）	・原料製造業者 ・製品製造業者 ・建設業者 ・輸入業者 等	3R施策の推進に関し、現在道が行っている消費者への啓発に加え、事業者等への指導・監督に関する事務・権限を移譲することにより、循環型社会の実現に向けた、廃棄物の適正処理から3R関連施策の取り組みまで、一連の施策が一体的に推進することが可能となる。	・法の目的を達成するため、国が全国的観点から、指導・助言等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難。 ・命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 ・国が指定表示製品の表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況を踏まえ、全国的観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	経済産業省 環境省 財務省 厚生労働省 国土交通省 農林水産省
2	容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進に関する法律 （容器包装リサイクル法） <small>（ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器、発泡スチロール製トレイ、袋など）</small>	家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	①特定事業者に対する ・指導及び助言（19） ・勧告、公表及び命令（20） ・報告徴収、立入検査（39、40） ②指定容器包装利用事業者に対する ・指導及び助言（7の5） ③容器包装多量利用事業者に対する ・勧告、公表及び命令（7の7）	①特定事業者 ・内容物の製造者 ・容器包装の製造者 ・製品の小売・卸売業者 ・輸入業者 ②指定容器包装利用事業者 ・容器包装を多く用いる小売業者（衣服、飲食料品、医薬品・化粧品、書籍・文房具等政令で指定） ③容器包装多量利用事業者 ・②のうち年間50t以上利用する者	従来検討されてきた報告徴収及び立入検査に加え、指導助言から勧告・命令までを一連の事務として実施することが可能となる。	・特定事業者による再商品化義務の履行方法に関する報告徴収・立入検査等の措置は、各履行方法について総合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国的観点から実施することが適当である。 ・法7条の7の規定による命令に当たっては、主務大臣は審議会の意見を聴いて行うこととされている。	環境省 経済産業省 農林水産省 厚生労働省 財務省
3	特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法） <small>①エアコン、②テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目</small>	家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進する。	○小売業者、製造事業者等に対する ・料金に関する勧告及び命令（14、21） ・指導及び助言（15、27） ・勧告及び命令（16、28） ・報告徴収及び立入検査（52、53）	対象となる家電製品の ・小売業者 ・製造業者 ・輸入業者		・報告徴収・立入検査等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国的観点で実施される必要があり、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	経済産業省 環境省
4	使用済自動車の再資源化等に関する法律 （自動車リサイクル法） <small>（ほぼ全ての四輪自動車（トラック・バス等の大型車、商用車を含む））</small>	自動車メーカー等・輸入業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、廃車となる自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクルシステムの構築を図る。	○自動車製造業者等に対する ・引取基準等に関する勧告及び命令（24、26(3)・(4)） ・引取り又は再資源化等の実施に関する ・指導及び助言（37） ・勧告及び命令（38） ・報告徴収及び立入検査（130(3)、131(2)）	・自動車メーカー ・輸入業者		・報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国的観点から実施される必要があり、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	経済産業省 環境省
5	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （小型家電リサイクル法） <small>（パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、電子レンジ、扇風機、ゲーム機、電気ストーブ等の電気機械器具）</small>	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	○認定事業者等に対する ・指導及び助言（15） ・報告徴収（16） ・立入検査（17）	使用済小型家電製品の ・収集事業者 ・運搬事業者 ・処分事業者		・報告徴収・立入検査等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国的観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	環境省 経済産業省
6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （食品リサイクル法） <small>①食品の流通・消費過程で生じる食品の売れ残りや食べ残り、②製造、加工、調理過程で生じる動植物製残さ</small>	食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図る。	○食品関連事業者に対する ・指導及び助言（8） ・勧告及び命令（10） ・報告徴収及び立入検査（24）	・食品製造業者 ・食品加工業者 ・食品卸売・小売業者 ・飲食店 ・旅館・結婚式場業者等		・報告徴収・立入検査等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国的観点から実施される必要があり、これらの権限を地方に移譲することは困難である。 ・命令に当たっては、主務大臣は審議会の意見を聴いて行うこととされている。	農林水産省 環境省 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省

平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針

〔平成 26 年 10 月 29 日〕
〔地方分権改革有識者会議〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。今後の地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、本年より地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した。

地方からの提案の多くは、人口減少や地域の活性化など地方が直面する課題に対し、地域自らの発想と創意工夫により解決策を見出す観点から提案されているものであり、これらを実現することは、この国の形を変える地方創生の推進を図る上でも重要である。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、次の「2 当面の方針」に基づき、提案の最大限の実現を目指すものとする。

2 当面の方針

別紙 1～5 に掲げた事項について、それぞれ下記（1）～（5）に基づき提案団体、内閣府及び関係府省の間で引き続き提案の実現に向けて調整を行う。その結果、措置を講じることとされたものについては、本年中に対応方針として取りまとめるとともに、法律の改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出すべきである。

- （1）別紙 1 の提案については、提案を実現することを前提に実務面の調整を行う。その際、国等の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（「手挙げ方式」）等）等を含め、具体的な調整を進める。

